

中小企業省力化投資補助事業 (カタログ注文型)

販売事業者登録申請の手引き

2024年6月25日版
2025年8月26日改訂

本手引きは省力化製品の販売を行う販売事業者に向けた、登録申請にあたっての注意点や手続きを記載しております。
登録申請にあたっては本手引きとあわせて
本事業の「省力化製品販売事業者登録要領」をよくご確認の上、申請を行ってください。

独立行政法人中小企業基盤整備機構

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

1. 補助事業の概要	
1. 本事業の概要 -----	P4
2. 【中小企業省力化投資補助事業(カタログ注文型)】 全体の流れ -----	P6
3. 販売事業者登録の流れ -----	P7
2. 登録時の要件及び留意事項	
1. 販売事業者の要件 -----	P9
2. 留意事項 -----	P13
3. 省力化製品の登録単位、本体価格について -----	P14
4. 販売事業者及び取り扱い製品の登録 -----	P15
5. 本事業における省力化製品の本体価格について -----	P26
6. 本事業における導入設定費用について -----	P27
7. 製品の置き換えについて -----	P29
3. 提出書類一覧	
1. 提出書類一覧 -----	P32
2. 提出書類（販売事業者登録） -----	P33
3. 提出書類（販売製品登録） -----	P35
4. 販売事業者申請 よくある不備例 -----	P36
5. 販売製品申請 よくある不備例 -----	P37
4. 販売事業者登録申請方法	
1. 販売事業者の登録 -----	P39
2. 販売製品登録申請 -----	P55
5. 中小企業等の招待方法 -----	P63
6. 更新履歴 -----	P68
7. お問い合わせ -----	P72

中小企業省力化投資補助事業 (カタログ注文型)

補助事業の概要

◆本事業の目的

中小企業等の売上拡大や生産性向上を後押しするため、人手不足に悩む中小企業等に対して、IoT、ロボット等の人手不足解消に効果がある汎用製品を導入するための事業費等の経費の一部を補助することにより、簡易で即効性がある省力化投資を促進し、中小企業等の付加価値額や生産性向上を図るとともに、賃上げにつなげることを目的とします。

◆事業名称

中小企業省力化投資補助事業 カタログ注文型

◆定義

本事業における定義は以下のように定めています。

- **補助対象者**
公募要領2-3に定める申請の対象となる中小企業等を指します。
- **補助事業者**
本事業へ申請を行い、交付の対象となった事業者を指します。
- **販売事業者**
省力化製品の販売について本事業にて登録を受けた者を指します。中小企業等と共同で申請を行います。
- **対象リース会社**
公益社団法人リース事業協会（以下「（公社）リース事業協会」という。）の確認を受けて、中小企業等と共同で交付申請を行うリース会社のことを指します。
- **補助事業者等**
補助金交付の対象となった中小企業等、販売事業者及び対象リース会社のことを指します。

◆補助対象事業

本事業の対象となる事業は以下とする。

事務局に事前に登録された人手不足解消に効果がある汎用製品等（以下、「省力化製品」という。）を人手不足に悩む中小企業等が、事務局に登録された販売事業者より導入し実施する事業

◆補助対象者

人手不足に悩む中小企業等

主な要件

- ・ 中小企業等であること（個人事業主含む）
- ・ 人手不足の状態にあることが確認できること
- ・ 本事業の要件に合致する補助事業であること

※省力化製品を導入する場合でも、事業計画等の内容により省力化に資するものではないと事務局が判断した場合には、不採択とする。

※詳細な要件については、公募要領等で確認できます。

※応募・交付申請においては、事務局に事前に登録された
省力化製品販売事業者と共同申請が必要です。

本書において、

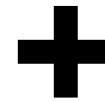
「応募・交付申請」のことを「交付申請」

「採択・交付決定」のことを「交付決定」という。

◆補助対象経費

以下のAおよびBの費用を合算したものの。

A：省力化製品の本体価格



専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具（測定工具・検査工具等）及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入又は借用に要する経費

B：Aに係る導入設置費用

省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用（補助額は、製品本体に対する補助額の2割が上限）

◆補助率および補助上限額

補助率および補助上限額は以下の通り。

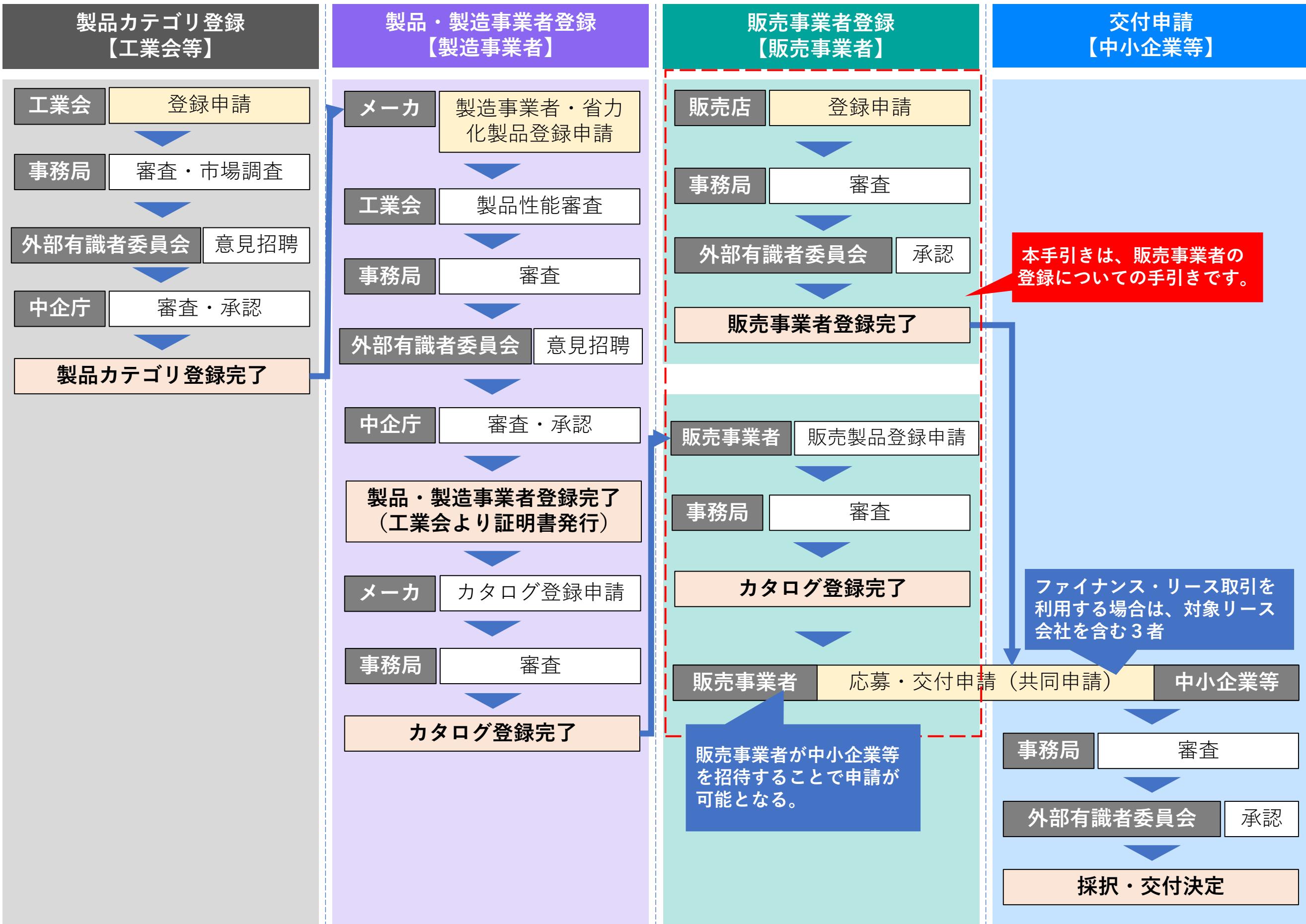
なお、補助上限額について、大幅な賃上げ（*）を行う場合は、表中括弧内の額に引き上げ。

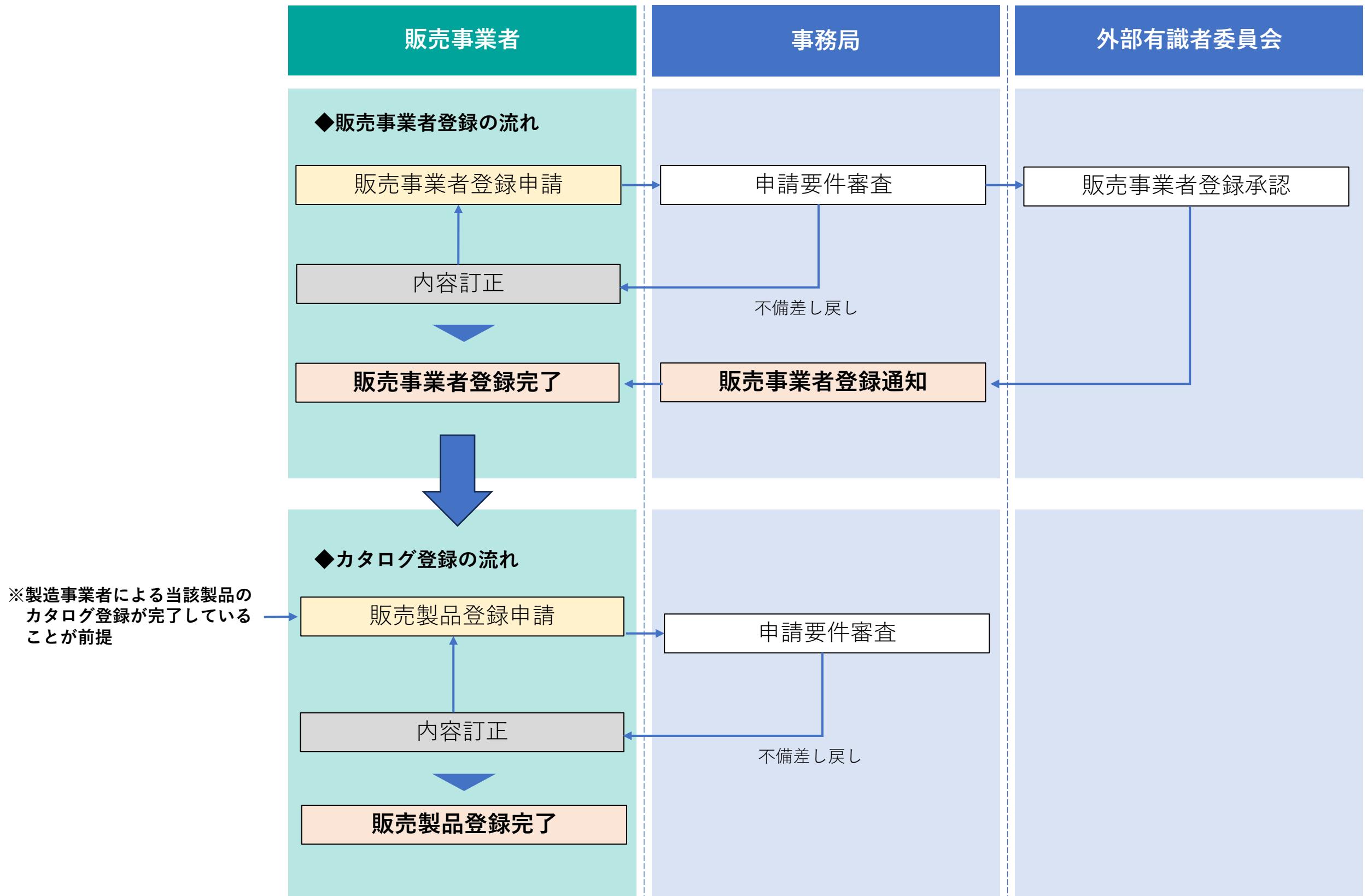
従業員数	補助率	補助上限額 (大幅な賃上げを行う場合*)
5人以下	1 / 2 以下	200万円 (300万円)
6～20人以下		500万円 (750万円)
21人以上		1,000万円 (1,500万円)

※省力化製品の購入価格が製品毎に設定された補助上限額の2倍を上回る場合、補助率は1/2未満となる。

*「大幅な賃上げ」とは、交付申請時と比較して、補助事業終了時に以下の2点を満たしていることをいう。

- ・ 事業場内最低賃金を45円以上増加させること
- ・ 給与支給総額を6%以上増加させること





(注意！！)

販売事業者登録が完了してもメーカーから製品の仕入れや卸しについて、事務局が保証するものではありません。
事業者同士の取引に関しては、各社の取り決め・方針に応じてご対応ください。

中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)

登録時の要件及び留意事項

(1) 基本的事項

- ①登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人であること。
- ②経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。
- ④登録申請時点のみならず、登録期間中においても、訴訟や法令遵守上において、本事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。
- ⑤中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。
- ⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、立入調査等を行うことがある。調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は登録が取り消されることに同意すること。

(2) 経営基盤に関する事項

登録期間中、製品の供給・メンテナンスを継続して行えると判断するに足る十分な経営基盤を有していること。

(3) 供給・販売体制に関する事項

- ①販売しようとする省力化製品又はその製造事業者が製造する同一の製品カテゴリに属する製品（省力化製品として登録されていないものも含む）を事業者へ提供・販売した実績を有していること。
- ②当該省力化製品について在庫が一定数確保されているなど、供給体制が整備されており、中小企業等に遅滞なく納入し、交付決定通知書に記載する日（交付決定日から原則12か月以内）までに実績報告ができること。
※ただし、賃貸借契約により省力化製品を提供する場合はこの限りではない（賃貸借契約による省力化製品の提供については、別紙参照）。
- ③受注状況の予期せぬ変動により上記を満たせない場合は、在庫が回復するまでカタログ掲載の一時取りやめを行う等の適切な措置を講ずること。
- ④販売先の選定や販売可否の判断に当たって、特別な条件を課さないこと。

(4) サポート体制に関する事項

- ①提供・販売する省力化製品が生産性向上・省力化に資するよう、最大限の効果を発揮するための環境・体制等の構築を行うこと。具体的には、省力化製品の保守・サポート体制を構築し、中小企業等が導入した省力化製品において、運用障害等が発生しないようメンテナンス及び管理を徹底すること。特に保守・サポート体制を提供する地域が日本国内の一部に限られる場合、上記(3)④に関わらず、省力化製品の納入先は当該地域のみとすること。
- ②登録申請時において、上記を証明する資料を提供するとともに、処分制限期間内に運用障害等が発生した場合は保守・サポート等の支援を提供することを宣誓すること。
- ③効果報告時に、稼働状況や保守・メンテナンス履歴等のサポート実績が分かる資料を提出することを求める場合があることに同意すること。

(5) 事業実施に関する事項

- ①本事業の公募要領等に記載の内容を遵守すること。
- ②登録申請に必要な情報を入力し、添付資料（販売事業者登録要領「4-1 申請方法及び申請項目」参照）を必ず提出すること。
- ③本事業の各種手続きにおいて登録する情報及び連絡先メールアドレスは、虚偽なく正確な情報を提出し、変更や修正の必要性等が生じた場合は、速やかに情報変更の手続きを行うこと。また、変更が生じた場合や何らかの事由により販売事業者登録を取りやめる場合、事務局へ連絡し、指示を受けること。
- ④省力化製品の導入を検討する中小企業等からの問合せに対応する等、本事業ホームページや公募要領、各種手引き等を充分活用するとともに、事務局が実施する説明会や経済産業省及び中小機構等が関与する本事業関連施策に可能な限り連携し、補助事業の周知活動に取り組むこと。
- ⑤中小企業等に対し、本事業の公募要領、交付規程等に記載の内容を十分に説明し、理解を得た上で交付申請を行わせること。
- ⑥中小企業等に対する製品の販売価格は、交付申請時に申請した製品本体価格を超えることはできない。
また、中小企業等に対する販売価格が一般的な市場価格と比較して著しく高額である場合など、妥当性について事務局から説明を求められた場合は、追加資料等により説明を行うこと。
- ⑦中小企業等に対し、申請マイページ作成、各種申請及び手続き等における虚偽や不正、業務の怠慢、情報の漏洩等、並びにその他不適当な行為が行われていることが明らかになった場合は交付決定の取消となる場合がある旨を交付申請前に説明を行い、同意を得ること。
- ⑧本事業実施期間のみならず、補助金の交付以降も中小企業等への十分な支援（導入支援、定着支援、活用支援、フォローアップ）を行える体制を整えること。また、中小企業等からの問合せや相談、苦情対応について迅速かつ適切に対応し、導入した省力化製品のサービスについて、より高度かつ利便性等の向上を実現するための利活用推進に係る取組（製品等のより高度な利用方法や、利便性を向上させる情報分析の方法のレクチャー等）を実施すること。
- ⑨効果報告期間において、導入された製品による省力化製品の生産性向上にかかる効果や当該製品が属する製品カテゴリにおいて設定された省力化指数に基づく効果を中小企業等と共同で報告すること。また、報告された省力化指数に基づく効果が正当な理由無く当該製品カテゴリの基準値を下回っている申請が多数見られる場合は、販売事業者の事業者名及び代表者名の公表や、登録取消を行う場合があることに同意すること。
- ⑩導入した製品の稼働状況、保守・メンテナンス履歴等のサポート実績の記録が効果報告において必要となる場合があるため、これを製造事業者が保持している場合は、製造事業者から当該情報の共有を受けられるように事前の取り決めを両者で行うこと。

(6) 事業実施に関する事項

⑪事務局に提出した情報は、事務局から国及び中小機構に報告するとともに、事務局、国及び中小機構（各機関から委託を受ける外部審査委員や業務の一部を請け負う専門業者等を含む）が以下の目的で利用することに同意すること。なお、中小企業等からの情報提供を受けて提出する情報については、あらかじめ中小企業等の同意を得ておくこと。

- ・ 本事業における審査、選考、事業管理のため
- ・ 本事業実施期間中、実施後の事務連絡、資料送付、効果分析等のため
- ・ 統計的に集計・分析し、申請者を識別・特定できない形態に加工した統計データを作成し、公表すること
- ・ 各種事業に関するお知らせのため
- ・ 法令に基づく場合
- ・ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、販売事業者の同意を得ることが困難であるとき
- ・ 事務局、国及び中小機構が本事業の遂行に必要な手続き等を行うために利用する場合

⑫事務局及び中小機構は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は販売事業者の登録取消、交付決定の取消や補助金返還となることに同意すること。

⑬補助事業を遂行する上で、中小企業等及びその他の事業者との間に発生する係争やトラブルについては、事務局ではその責を一切負わず、販売事業者と中小企業等及びその他の事業者間で対応し、解決すること。

⑭省力化製品を中小企業等に納入する際には、事務局が講じる転売防止のための措置に協力すること。

⑮悪質な不正行為が発覚したとき、共同申請を行った中小企業等を含め、事業者名及び不正を行った時点での代表者名や不正内容を公表する必要があることに同意すること。

(1) 登録単位について

取り扱う製品の種類が複数の製品カテゴリにまたがる場合、販売事業者登録は各製品カテゴリに対して別々に行うこと。

(2) 共同申請における交付決定の取消時の扱いについて

中小企業等・販売事業者の双方が補助金の交付決定を受け、補助事業者等として事業に取り組む必要がある。交付決定の全部又は一部が取り消された場合において、すでに補助金が支払われているときは、販売事業者に対しても返還が命じられることがある。

(3) 本事業ホームページへの掲載

登録された販売事業者の一部の情報は、省力化補助金事務局ホームページ内でのカタログに掲載されるとともに、省力化製品の検索に活用される。

(4) 販売事業者の登録情報の変更について

登録済の販売事業者情報に変更が生じた場合は、速やかに変更申請を行うこと。

(5) 対象リース会社との共同申請について

ファイナンス・リース取引に限り、中小企業等及び販売事業者が対象リース会社と共同申請をする場合には、中小企業等が対象リース会社に支払うリース料から補助金相当分が減額されることなどを条件に、対象リース会社が販売事業者に支払う購入費用を補助対象として、対象リース会社へ補助金を交付する（中小企業等が対象リース会社に支払うリース料そのものについては補助対象外）。

この際、販売事業者は対象リース会社と売買契約を結んだ後に、省力化製品を中小企業等へ納入し、対象リース会社に対しては物品借受証を提出して代金の支払いを受ける。なお省力化製品の納入後であっても、中小企業等に対する製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポートを実施すること。

※財産処分を行う場合には、その他の本補助金を用いて取得した資産と同様に、残存簿価相当額又は時価（譲渡額）により、処分に係る補助金額を限度に返納すること。この際、返納は省力化製品の所有権を有する者（対象リース会社）が行うこととする。

※セール&リースバック取引や転リース取引、割賦契約は対象外とする。

◆登録申請の単位について

製造事業者が登録した各省力化製品は単体で稼働でき、省力化効果が発揮できる最低限の単位で登録されています。

(省力化効果に関連しないシステムや周辺機器等を含めることは認められません。)

製造事業者が登録する省力化製品は周辺機器等の構成要素について、それが製品本体と一体不可分であるものや、存在することでさらなる省力化効果を発揮するものあるいは、置き換え可能となる機能・性能を有するものであり、必要最低限の製品及び周辺機器等のみを1つのパッケージとして登録しております。(省力化効果に影響を及ぼさないものや、製品本体の稼働に必ずしも必要としない製品や部品等の構成要素がパッケージ内に含まれている場合は対象外となります。)

製品の本体及び周辺機器等の構成要素は、製品カタログの「製品の明細」にすべて記載されております。

「製品の明細」に記載された内容と実績報告等で報告された内容が異なる場合は補助金が交付されないため、以下の注意事項をよくご確認の上中小企業等に販売してください。

「製品の明細」については以下の内容にご注意ください。

※「製品の明細」に記載があるにも関わらず、実績報告で提出された請求書等や実地調査において、「製品の明細」に記載の品目が確認できない場合は、交付決定取消となります。また、「製品の明細」に記載のない項目は補助対象経費として認められません。

※「製品の明細」で登録されている【A】製品本体にあたるもの及び【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等の個数について、交付申請時には1セットあたり必ず製品登録時の個数分を申請いただくことが必要であり、セット内において構成要素の個数を増減させることはできません。

実績報告時において、交付申請時の個数(製品登録時の個数)が購入されていないことが確認できた場合は、省力化効果を発揮するための必要最低限の製品及び周辺機器等が購入されていないと判断し、補助金が交付されません。

また、実地検査において交付申請時の個数(製品登録時の個数)が購入されていないことが確認できた場合は、交付決定の取消となります。ただし、製品登録時に登録した個数以上を補助対象外経費として購入することは妨げません。

※パッケージに含まれる全構成要素に対して財産処分の制限が及ぶことに留意してください。なお、一部の構成要素が故障等で機能を失った場合は、パッケージに含まれる全構成要素について財産処分の承認申請を行い補助事業を廃止するか、補助事業を継続するために代替品を導入するかのいずれかの対応が必要となります。

※省力化製品・省力化製品製造事業者登録要領3-2(1)③末尾に記載した、異なる製造事業者が提供する構成要素を含んだパッケージについては、販売事業者が中小企業等に対する保守・サポート等を一括して行う必要があります。

◆省力化製品本体価格とは

専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具(測定工具・検査工具等)及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入又は借用に要する経費が補助対象となる。

《省力化製品本体価格の考え方》



販売事業者の登録手順

◆販売事業者の登録手順

本補助金を用いて中小企業等に対して省力化製品の販売・提供を行うためには、製品カテゴリ毎に販売事業者としての事前登録が必要です。事前登録された販売事業者は、中小企業等とともにカタログに登録された省力化製品を選択し、共同で補助金の交付申請を行います。事務局及び外部有識者委員会において申請内容の審査が行われ、登録された場合、販売事業者はカタログに掲載され、中小企業等が省力化製品の購入先として選択できるようになります。販売事業者として登録されて以降は、中小企業等に対する省力化製品の説明・導入・運用方法の相談等のサポート、補助金の交付申請や実績報告等の各種手続きのサポート等の業務を行う必要があります。

販売事業者としての登録は製品カテゴリ毎に必要となります。なお、登録済の製品製造事業者が取り扱う製品で、同一カテゴリに属すると考えられる製品（省力化製品として登録されていないものでも可）の販売実績があれば、販売事業者としての登録が可能です（なお、中古品の販売実績は除く）。また、製造事業者が自ら製造する省力化製品を中小企業等に対して直販を行っており、その際に本補助金を活用しようとするときは、自社を販売事業者として登録することも可能です。

◆取り扱い製品の登録

販売事業者は、カタログに登録されている省力化製品の中から、自社で取り扱う省力化製品を選択します。

この際、当該製品の過去の販売実績価格に基づき、当該製品の補助上限額を登録します（なお、中古品の販売実績は除く）。また過去に販売した実績が無い製品についても取り扱い製品として選択が可能です。その場合は同一製造事業者が提供している他の製品（同一カテゴリに属すると考えられる製品であって、省力化製品として登録されていないものでも可）の販売実績を有することが必要であり、あらかじめ製品ごとに定められた補助上限額が適用されます。なお、導入設定費用（申請額）に対する補助上限額は、各製品の補助上限額の2割までとなります。

◆当該販売製品の販売実績について

販売実績価格を入力する際は、下記にご留意ください。

補助対象となるのは製品の明細に明示されている

【A】製品本体にあたるもの

【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等

となります。

※補助対象外の費用（カタログに掲載されていない製品や付属品など）は価格に含めないでください。

※導入設定費などの役務費用は価格に含めないでください。

※消費税は価格に含めないでください。

※補助対象の費目と価格にマーカー等をひいてわかりやすいようにしてください。

※費目と価格が一括となっている場合は、別途製品の明細がわかるものを追加で提出し、費目の内容と金額がわかるようにしてください。

販売製品のカタログ登録

◆同一型番製品もしくは、その製造事業者の同一カテゴリにおける別製品の販売実績のいずれかの提出が必要となります。

カタログに掲載されている

【同一型番製品の販売実績】又は、【その製造事業者の同一カテゴリの別製品の販売実績】のいずれかが必要です。

【その製造事業者の同一カテゴリの別製品の販売実績】を提出する場合は、省力化製品として登録されていない製品でも提出可能です。

◆販売実績額の登録 ※省力化製品本体の下限は50万円（50万円未満は登録申請不可）

【申請を行う省力化製品の販売実績がある場合】

販売実績価格：
販売事業者の販売実績値を基にした販売実績価格を入力
(販売実績証明書記載の価格を販売事業者が登録)



補助上限額：
販売実績価格の1/2を補助上限額として表示

【申請を行う省力化製品の販売実績がない場合】

販売実績価格：
販売実績価格の入力は不要



補助上限額：
予め製品ごとに定められた補助上限額を表示

※決定した補助上限額は販売製品登録完了後に販売事業者ポータルから確認できます。

※販売金額について上限はありません。

※補助上限額は情報変更ができません。年に一度、補助上限額の見直しを実施します（初回は2026年3月予定）。

※省力化製品本体が50万円未満の場合は登録申請不可です。



補助上限額とは・・・

当該製品の販売（交付申請）を行った際に適用される補助金の上限額です。

販売金額（交付申請額）の1/2が補助額となりますが、その金額があらかじめ設定された補助上限額を超える場合、補助額は補助上限額までとなります。

販売製品登録申請

◆具体的な事例

●券売機カテゴリにX・Y・Z・βの4社の製品が事務局の製品カタログに登録掲載されている。

●販売事業者Aの販売実績

- ・X社製品：同一型番の販売実績あり
- ・Y社製品：過去にカタログに掲載されていないが、Y社の別の券売機の販売実績あり
- ・Z社製品：Z社の券売機の販売実績は過去にも全くなし
- ・β社製品：β社の券売機の販売実績はないが、中間卸事業者で登録されており、中間卸事業者とは取引有

事務局HP 製品カタログ

販売事業者A カatalog登録可能な製品

券売機メーカーX

- ・券売機 型番X-1
- ・券売機 型番X-2

券売機メーカーX 型番X-1の販売実績あり

- 券売機 型番X-1 (販売実績あり) →補助金上限額は実績額の1/2
- 券売機 型番X-2 (販売実績なし) →補助金上限額は事務局指定額を適用

券売機メーカーY

- ・券売機 型番Y-1
- ・券売機 型番Y-2

券売機メーカーY メーカーYの別の券売機の前販売実績はあり

- 券売機 型番Y-1 (販売実績なし) →補助金上限額は事務局指定額を適用
- 券売機 型番Y-2 (販売実績なし) →補助金上限額は事務局指定額を適用

券売機メーカーZ

- ・券売機 型番Z-1

×券売機メーカーZの券売機の前販売実績なし→登録不可

券売機メーカーβ

- ・券売機 型番β-1

中間卸事業者が型番β-1の登録あり

- 券売機 型番β-1 (販売実績なし) →補助金上限額は事務局指定額を適用

省力化製品中間卸事業者の要件

◆中間卸事業者の要件

販売事業者として登録完了した事業者のうち、その主たる販売先がエンドユーザーではなく卸売事業者であり、強固で安定した経営基盤を有する事業者は、事務局に登録申請を行い、事務局の審査・承認を経て「省力化製品中間卸事業者」（以下「中間卸事業者」という。）となることができます。ただし、製造事業者は自ら製造する省力化製品を取り扱う中間卸事業者になることはできません。

省力化製品中間卸事業者の登録申請

◆登録申請の手続き方法

中間卸事業として登録を希望する場合は、下記のメールアドレスに提出書類を添付の上、申請してください。

なお、中間卸事業者は、販売事業者登録の基準より高い経営基盤の審査基準を満たす必要があり、申請により必ず承認されるものではないことに留意すること。

提出後、事務局で審査の上、審査結果はメールにて通知致します。また承認後、事務局HPの【中間卸売事業一覧】に社名が公開されます。

○メールアドレス：vendor-uketsuke@shoryokuka.smrj.go.jp

○件名：【中間卸売事業者の登録申請＋貴社名】

○提出書類：主たる販売先が卸売であることを示す資料(商流や代理店ネットワークなどの説明資料、会社概要など)

中間卸事業者と取引がある販売事業者の販売製品登録の手順

◆中間卸事業者と取引がある販売事業者の販売製品の登録要件

中間卸事業者と継続的な取引のある販売事業者は、中間卸事業者が取り扱い製品として登録した省力化製品について自社の販売実績がない場合、中間卸事業者との過去の継続的な取引実績を証明する証憑を提出することにより、当該省力化製品を選択して販売登録することができます。その場合、当該省力化製品については、あらかじめ製品ごとに定められた補助上限額が適用されます。

◆申請方法

- ・承認された中間卸事業者との取引実績を示す書類（納品書）を提出する。（※中間卸事業者は、承認後、事務局HPに順次公開されます）
- ・納品書の製品は、メーカー・カテゴリ問わず、どの製品の納品書でも有効。ただし、登録申請日から2年以内の発行日のものとする。
- ・当該省力化製品の補助上限額は、あらかじめ事務局が定めた額が適用されます。
（額については、登録完了後、申請ポータル画面にて確認できます）

◆補足・留意事項

- ・中間卸事業者の実績にて販売製品登録を行った場合、対外的にその中間卸事業者と取引があることについて公表されることはありません。また、補助金を共同申請する場合にも、中小企業者等にも公表されることはありませんのでご安心ください。
- ・中間卸事業者の実績にて販売製品登録を行った場合も補助金申請の際に仕入れる製品については、必ずしもその中間卸事業者から仕入れる必要はありません。あくまで本事業の販売製品登録の手続きにおいて、取引実績の提出を求めるもので、実際の取引については、各事業者のポリシー・裁量に従って進めていただいて差し支えございません。

登録済販売事業者と2分の1超の資本関係がある販売事業者の販売製品の登録手順

◆申請方法

登録済の販売事業者が発行済株式総数又は出資価格総額の2分の1超を所有されている事業者は、資本関係を示す証憑を提出することで、当該販売事業者の販売実績を自社の販売実績であるとみなして扱うことができます。

○提出書類①

- ・有価証券報告書や株主名簿など登録済販売事業者に資本2分の1超を所有されていることが確認できる書類を下記のメールアドレスにて提出してください。

○メールアドレス：vendor-uketsuke@shoryokuka.smrj.go.jp

○件名：【資本関係の書類＋貴社名】

○提出書類②

- ・登録済販売事業者の当該省力化製品の販売実績の証憑（納品書など）

※登録済販売事業者から販売実績の証憑を取り寄せて頂き提出してください。

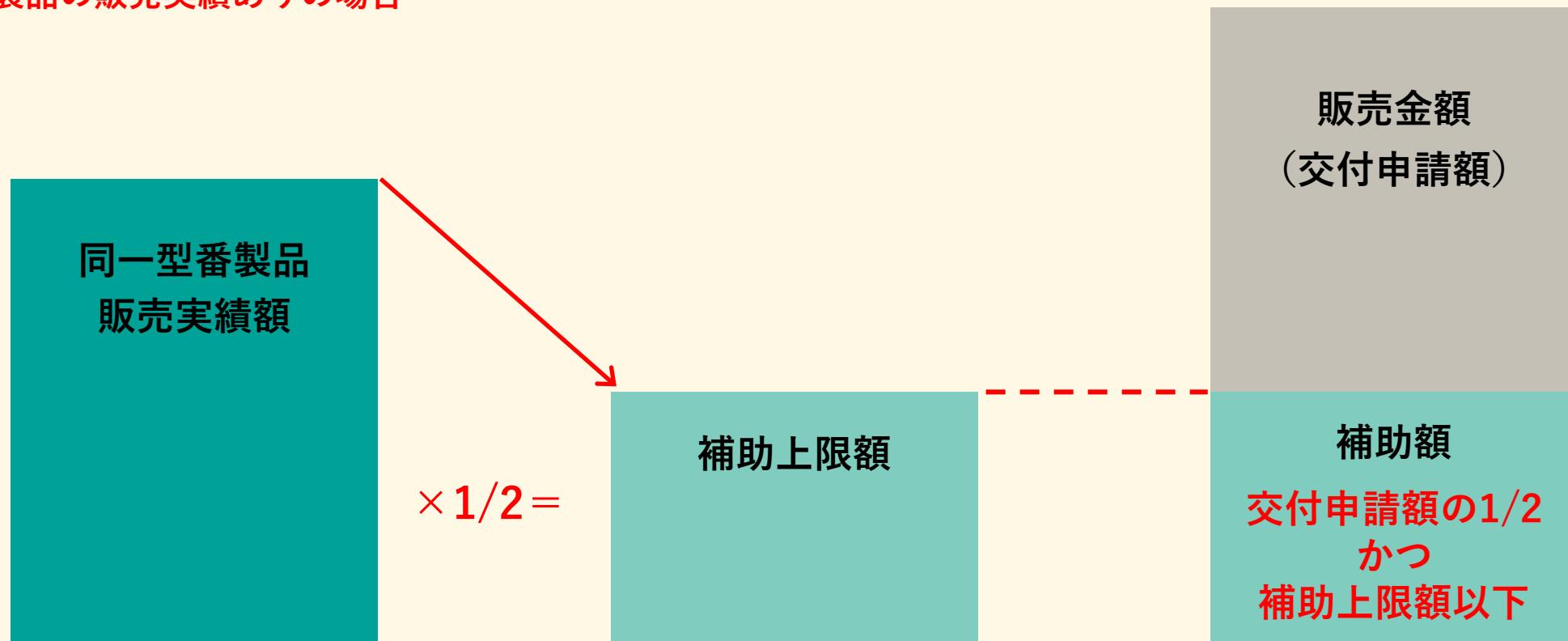
こちらはメールへの添付は不要です。販売事業者ポータルで販売製品登録する際に、システムに添付書類をアップロードしてください。

（詳細は、本手引き4-2販売製品登録申請をご確認ください）

補助額の考え方①（同一型番製品の販売実績ありの場合）

登録する省力化製品について、同一型番の販売実績がある場合は、納品書等の証憑を提出の上、販売実績額の登録を行います。登録した販売実績額の1/2が補助上限額として設定されます。補助上限額は設定されますが、販売金額の制限はございません。

同一型番製品の販売実績ありの場合



具体例 1)

- ・ 同一型番製品の販売実績額 300万円 ・ 補助上限額 150万円 (300 × 1/2)
- ・ 販売金額 (交付申請額) 200万円 ・ 補助額 100万円 (200 × 1/2)

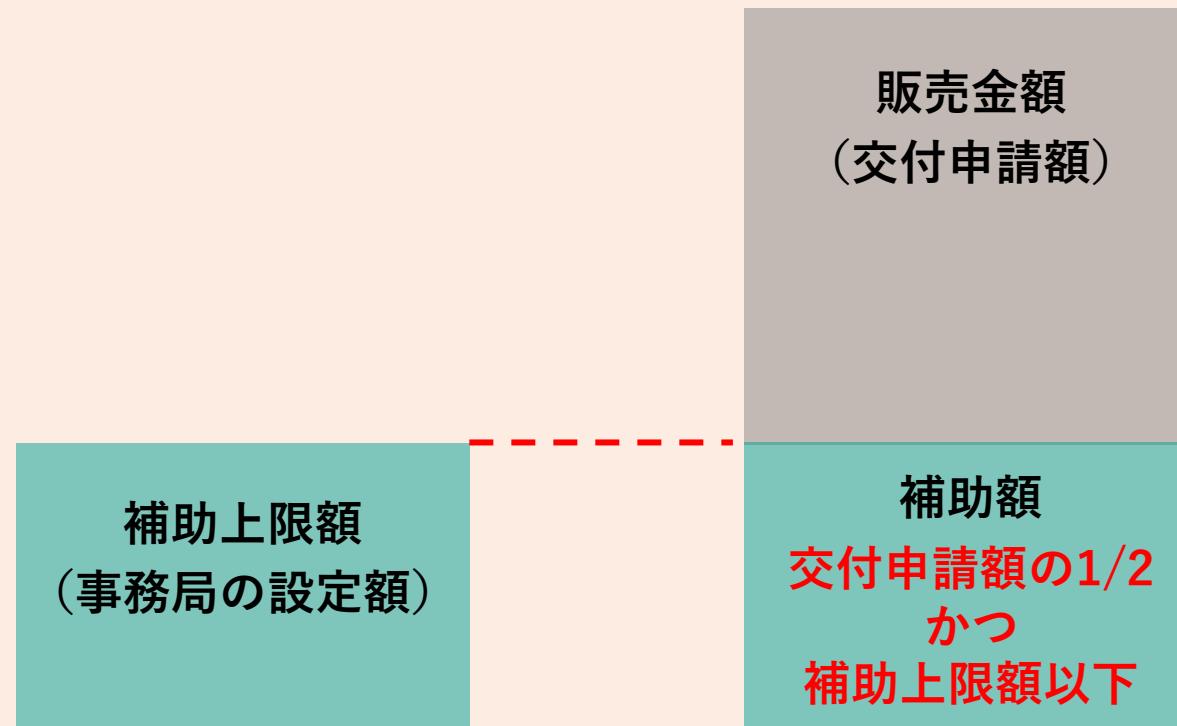
具体例 2)

- ・ 同一型番製品の販売実績額 300万円 ・ 補助上限額 150万円 (300 × 1/2)
- ・ 販売金額 (交付申請額) 400万円 ・ 補助額 150万円 (150 ≦ 400 × 1/2)

補助額の考え方②（同一型番製品の販売実績なしの場合）

同一型番の販売実績がない場合は、事務局であらかじめ設定した補助上限額が設定されます。
 補助上限額は設定されますが、販売金額の制限はございません。
 ※事務局の設定額は非公開です。ただしカタログ登録が完了後、ポータルに反映され確認できます。

同一型番製品の販売実績なしの場合



具体例 1)

- ・ 補助上限額（事務局の設定額） 100万円
- ・ 販売金額（交付申請額） 200万円 ・ 補助額 100万円 (200 × 1/2)

具体例 2)

- ・ 補助上限額（事務局の設定額） 100万円
- ・ 販売金額（交付申請額） 300万円 ・ 補助額 100万円 (100 ≦ 300 × 1/2)

補助額の考え方③（省力化製品の本体）

【省力化製品の本体価格】における補助額の考え方
販売価格・補助額・中小企業等の実質負担額

製品本体の販売価格（補助対象経費）の1/2が補助額となりますが、その金額があらかじめ設定された補助金上限額を超える場合の補助額は補助上限額までとなります。

◆製品本体の補助上限額100万円の省力化製品を販売した場合の具体例

	具体例①	具体例②	具体例③
①製品本体の補助上限額	100万円		
②製品本体の販売価格 （補助対象経費）	150万円	200万円	300万円
③製品本体の補助額 （① or ② × 1/2 の低い額）	75万円 （150万円 × 1/2）	100万円 （200万円 × 1/2）	100万円 （300万円 × 1/2 ≧ 100万円）
中小企業等の実質負担額	75万円	100万円	200万円

補助額の考え方③（導入設定費用）

■公募要領抜粋

2-2 補助対象経費（2） 導入経費について

交付申請における製品本体価格の2割を上限として、省力化製品の設置作業や運搬費、動作確認の費用、マスタ設定等の導入設定費用が補助対象経費となる。

なお、導入経費に対する補助額は製品本体に対する補助額の2割を上限として申請することができる。

■導入設定費用の補助額の計算方法やルールの整理

【導入設定費用の補助対象経費の額】と【導入設定費の補助額】

→ 【製品本体価格の2割】×1/2（補助率）＝【導入設定費の補助額】となります。

※ただし、補助上限額を超えない場合に限る

【導入設定費用の補助上限額】

→ 製品本体に対する補助額の2割が、導入設定費用の補助上限額として設定されます。

補助額の考え方③

●【製品本体】及び【導入・設定費用】における補助額の考え方

前提【製品本体の補助上限額】が100万円で登録されている場合

例① 製品本体150万円 導入設定費用10万円で販売した場合（合計販売額160万円）

例② 製品本体300万円 導入設定費用80万円で販売した場合（合計販売額380万円）

		例①	例②
製品本体の 上限額	A	製品本体の補助上限額 100万	
	B	製品本体の価格（販売額） 150万	
販売金額	C	導入設定費用（販売額） 10万	
	D	合計販売金額 160万	
	E	製品本体の補助額 (B×1/2補助率 もしくはAのいずれか低い額) 75万	
導入設定費用の 補助額計算	F	導入設定費用の補助上限額 (E×2割) 15万	
	G	導入設定費用の補助対象経費の額 (B×2割 もしくはCのいずれか低い額) 10万	
	H	導入設定費用の補助額 (G×1/2補助率 もしくはFのいずれか低い額) 5万	
補助額の 合計	I	製品本体の補助額 + 導入設定費用の補助額 (E + H) 80万 (75万 + 5万)	
※Gが「従業員数による補助上限額」を超える場合には従業員数による補助上限額が補助金申請可能額となります。			

No	項目名	対象可否	備考
補助対象となる経費			
1	省力化製品本体 (専ら補助事業のために使用される機械装置、工具・器具(測定工具・検査工具等)及び前述の機械設備又は工具・器具と一体として用いられる専用ソフトウェア・情報システム等の購入又は借用に要する経費)	○	
2	製品を稼働させるために必要なシステム	○	製造事業者が「製品の明細」にて設定
3	製品を稼働させるために必要な周辺機器等	○	製造事業者が「製品の明細」にて設定
4	省力化効果に関する周辺機器等	○	製造事業者が「製品の明細」にて設定
補助対象外となる経費			
5	補助事業者の顧客が実質負担する費用が省力化製品代金に含まれるもの。 (補助事業者が試作を行うための原材料費に相当すると事務局が判断するもの。)	×	
6	対外的に無償で提供されているもの	×	
7	中古品	×	
8	交付決定前に購入した省力化製品	×	※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
9	対象リース会社が中小企業等とリース契約を結ぶ際に発生する金利や保険料。	×	
10	公租公課(消費税)	×	
11	その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁、中小機構及び事務局が判断するもの。	×	

No	項目名	対象可否	備考
補助対象となる経費			
1	省力化製品の設置作業費	○	人件費含む
2	省力化製品の運搬費	○	
3	省力化製品の動作確認費	○	
4	省力化製品のマスタ設定費	○	
補助対象外となる経費			
5	交付決定前に発生した費用。また、補助事業実施期間外に発生した費用	×	※いかなる理由であっても事前着手は認められません。
6	過去に購入した製品に対する作業費用や補助対象経費となっていない製品に対する費用	×	
7	省力化製品の導入とは関連のない設置作業や運搬費、データ作成費用やデータ投入費用等	×	
8	省力化製品の試運転に伴う原材料費、光熱費等	×	
9	補助事業者等の通常業務に対する代行作業費用	×	
10	移動交通費、宿泊費	×	
11	委託・外注費	×	
12	補助事業者の顧客が実質負担する費用が導入設定費用に含まれるもの。 (補助事業者が試作を行うための原材料費に相当すると事務局が判断するもの。)	×	
13	交付申請時に金額が定められないもの	×	

No	項目名	対象可否	備考
補助対象外となる経費			
14	対外的に無償で提供されているもの	×	
15	補助金申請、報告に係る申請代行費	×	
16	対象リース会社が中小企業等とリース契約を結ぶ際に発生する金利や保険料。	×	
17	公租公課（消費税）	×	
18	事業所の電源工事費用	×	建物の資産価値向上となる工事は対象外
19	省力化製品の導入における研修費用	×	
20	省力化製品の導入におけるコンサルティング費用	×	
21	保守サポート費	×	
22	保険、保証費	×	
23	その他、本事業の目的・趣旨から適切でないと中小企業庁、中小機構及び事務局が判断するもの	×	

◆製品の置き換えについて

置き換えとは、既に所有する製品と同一カテゴリの製品を導入することを指します。
以下の2つの条件を両方満たす場合は置き換えの交付申請が可能です。

- ① 「置き換えが可能となる機能・性能」を有する製品への置き換えであること。
- ② 置き換え後の製品が既存製品と比較して「置き換えが可能となる機能・性能」を**新規**で1点以上有していること。

「置き換えが可能となる機能・性能」A,B,Cが登録された券売機を導入する例

(例) 現在使用している券売機を新たな券売機に置き換える

機能・性能A：多言語対応機能

機能・性能B：キャッシュレス決済機能

機能・性能C：厨房との連携機能
(モニター連携機能・キッチンプリンタ等)

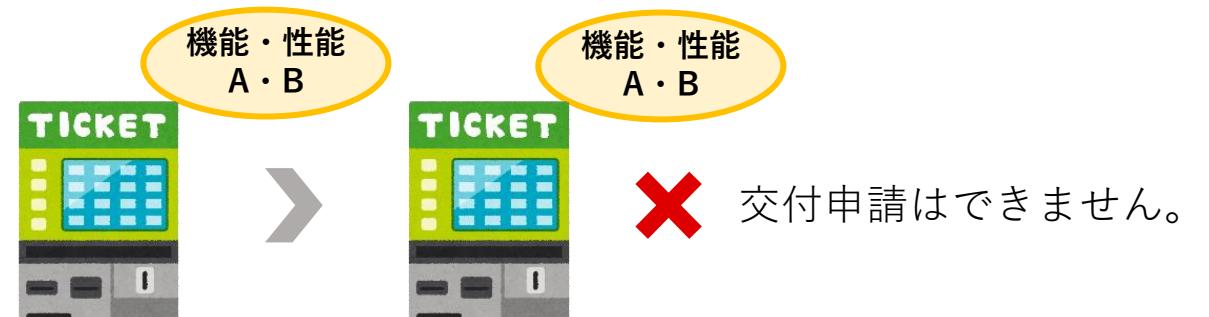
パターン① A・B・Cの機能・性能を有さない機器から、
機能・性能Aを有する機器に置き換える



パターン② 機能・性能Aを有する機器から、
機能・性能A,Bを有する機器に置き換える



パターン③ 機能・性能A,Bを有する機器から、
機能・性能A,Bを有する機器に置き換える



「置き換えが可能となる機能・性能」を有する製品を交付申請する際の流れ

販売事業者は「置き換えが可能となる機能・性能」のうち、どの機能・性能が当該中小企業等にとって新規に追加される機能・性能であるかを「省力化効果判定シート」に具体的に記載のうえ、交付申請を行ってください。

中小企業等は「置き換えが可能となる機能・性能」のうち、どの機能・性能が新規に追加される機能・性能であるかを事業計画の中に具体的に記載のうえ、交付申請を行ってください。

！ 注意点

- 既に所有する製品の置き換えであり省力化効果が得られない事業は補助対象外です。
- 事業計画の内容から、置き換えによる省力化効果が得られない事業と判断された場合は不採択となります。
販売事業者・中小企業等は、製品の置き換えに関する制度をよくご理解いただいた上で、交付申請をお願いします。

「置き換えが可能となる機能・性能」を有している省力化製品は、製品カタログから確認できます。

置き換えが可能な製品カテゴリーの確認方法

製品カタログのトップページからご確認ください。

置き換えが可能な製品の確認方法

製品カタログの「製品を見る」を押下し「製品詳細」からご確認ください。

中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)

提出書類一覧

◆販売事業者申請 の提出書類

No	書類名	詳細	ファイル形式	ページ番号
1	履歴事項全部証明書の写し	発行から3か月以内のもの	PDF	P33
2	決算書（貸借対照表及び損益計算書）	直近1年間の資料を提出すること	PDF	P33
3	税務署の発行する法人税の直近の納税証明書(その1又はその2)	1期の決算を迎えた上で提出すること ※製造事業者登録済の場合も販売事業者登録の際あらためて提出が必要	PDF	P34
4	サポート情報 補足資料	以下の1, 2, 3, とともに提出が必要 1. 営業拠点が確認できる資料 2. 営業エリアが確認できる資料 3. 保守サポート体制が確認できる資料 (メーカー名で発行されている保守資料ではなく、申請者が発行する保守サポート体制が確認できる資料が必要) 注意：ホームページ情報を提出する場合はPDFデータでの添付が必要	PDF	P34
—	追加で提出を求める場合がある書類	審査の過程で追加の資料等を求める場合がある	PDF	—

◆販売製品申請 の提出書類

No	書類名	詳細	ファイル形式	ページ番号
1	【申請を行う省力化製品の販売実績がある場合】 省力化製品の販売実績を証明する納品書	販売実績を証明する納品書を提出すること ※書類から納品元の社名、製品名、型番が確認できるものであること ※資本関係がある販売事業者の納品書を代替提出することも可	PDF	P35
2	【申請を行う省力化製品の販売実績がない場合】 同製造事業者・同カテゴリーの販売実績を証明する納品書	・(申請を行う省力化製品の) 同製造事業者・同カテゴリー該当カテゴリーに分類される製品、型番の販売実績のが確認できるもの(中古品を除く) (例：製品の製品名・型番・納品先・納品元が確認できる納品書) ・申請時点で省力化製品として登録されていない製品でも提出可能 ※資本関係がある販売事業者の納品書を代替提出することも可	PDF	P35
3	【中間卸事業者】との取引実績を示す証憑(納品書など) ※適用の場合のみ提出	・事務局に承認された【中間卸事業者】の納品書等 ・納品書の製品は、メーカー・カテゴリー問わずどの製品の納品書でも有効。ただし、登録申請日から2年以内の発行日ものとする。	PDF	—
4	登録済販売事業者との資本関係を示す証憑 ※適用の場合のみ提出	・有価証券報告書・株主名簿など(登録済販売事業者に資本2分の1超を所有されていることが確認できる書類)	PDF	—
—	追加で提出を求める場合がある書類	審査の過程で追加の資料等を求める場合がある	PDF	—

1. 履歴事項全部証明書

登記事項証明書記載例 2

履歴事項全部証明書

東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号
第一電気機器株式会社

会社法人等番号	0000-00-000000	
商号	第一電気機器株式会社	何年何月何日変更 何年何月何日登記
	第一電気機器株式会社	何年何月何日変更 何年何月何日登記
本店	東京都中央区京橋一丁目1番1号	
	東京都中央区日本橋茅場町一丁目2番1号	何年何月何日移転 何年何月何日登記
公告をする方法	当会社の公告は、東京都において発行される日本新聞に掲載する	
貸借対照表に係る情報の提供を受けるために必要な事項	http://www.dai-ichi-denki.co.jp/kessan/index.html	何年何月何日設定 何年何月何日登記
		何年何月何日登記
会社成立の年月日	何年何月何日	
目的	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 4. 前各号に附帯する一切の業務	
	1. 家庭電器用品の製造及び販売 2. 家具、什器類の製造及び販売 3. 光学機械の販売 4. 電子複写機の販売 5. 前各号に附帯する一切の業務 何年何月何日変更 何年何月何日登記	
単元株式数	5株	
発行可能株式総数	4000株	
発行済株式の総数並びに種類及び数	発行済株式の総数 1000株	
資本金の額	金1000万円	

整理番号 エ072589 * 下線のあるものは抹消事項であることを示す。 1/3

2. 決算書（貸借対照表及び損益計算書）

貸借対照表

令和 年 月 日現在 (単位:円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
[流動資産]		[流動負債]	
現金		支払手形	
預金		買掛金	
受取手形		短期借入金	
売掛金		未払金	
商品		預り金	
短期貸付金		仮受金	
前払費用			
未収入金			
		[固定負債]	
[固定資産]		長期借入金	
(有形固定資産)			
建物			
建物附属設備		負債合計	
車両			
工器具備品			
		資本の部	
		[資本金]	
(無形固定資産)		[準備金]	
電話加入権			
		[剰余金]	
(投資等)		別途積立金	
出資金		当期末剰余金	
差入保証金		(うち当期利益)	
[繰延資産]			
		資本合計	
資産合計		負債・資本合計	

損益計算書

自: 令和 年 月 日
至: 令和 年 月 日 (単位:円)

科目	金額
(経常損益の部)	
(営業損益の部)	
[売上高]	
売上高	
[売上原価]	
仕入高	
売上総利益	
[販売費及び一般管理費]	
営業利益	
(営業外損益の部)	
[営業外収益]	
受取利息	
雑収入	
[営業外費用]	
支払利息	
雑損失	
経常利益	
(特別損益の部)	
[特別利益]	
[特別損失]	
税引前当期純利益	
法人税等	
当期純利益	
前期繰越利益	
当期末剰余金	

繰延資産の繰却方法及び評価基準
繰却方法
評価基準

《確認事項》

- 「履歴事項全部証明書」であること
※登記情報提供サービスや現在事項証明書は認められません。
- 発行から3か月以内のものであること
- すべてのページがそろっていること

《確認事項》

- 直近1年間の「貸借対照表」と「損益計算書」の両方を提出すること
- 登録期間中、製品の供給・メンテナンスを継続して行えると判断するに足る十分な経営基盤を有していること

1. 【申請を行う省力化製品の販売実績がある場合】 省力化製品の販売実績を証明する納品書

納品書				
〇〇〇株式会社 御中		No	1234	
		納品日	2022/4/30	
下記の通り、納品致します。				
件名	xxxxxxxプロジェクト	△△△株式会社		
納期	2022/4/30	〒100-0001		
納品場所		東京都千代田区千代田1-1-1		
支払条件	月末締翌月末払	〇〇ビル3階		
		TEL: 03-0000-0000		
		担当: 菅力太郎		
合計	154,000円 (税込)			
内容	数量	単位	単価	金額
サンプル1	1	個	10,000	10,000
サンプル2	1	個	10,000	10,000
サンプル3	1	個	10,000	10,000
サンプル4	1	個	10,000	10,000
サンプル5	1	個	10,000	10,000
サンプル6	1	個	10,000	10,000
サンプル7	1	個	10,000	10,000
サンプル8	1	個	10,000	10,000
サンプル9	1	個	10,000	10,000
サンプル10	1	個	10,000	10,000
サンプル11	1	個	10,000	10,000
サンプル12	1	個	10,000	10,000
サンプル13	1	個	10,000	10,000
サンプル14	1	個	10,000	10,000
			小計	140,000
			消費税	14,000
			合計	154,000
備考				

2. 【申請を行う省力化製品の販売実績がない場合】 同製造事業者・同カテゴリーの販売実績を証明する納品書

納品書				
〇〇〇株式会社 御中		No	1234	
		納品日	2022/4/30	
下記の通り、納品致します。				
件名	xxxxxxxプロジェクト	△△△株式会社		
納期	2022/4/30	〒100-0001		
納品場所		東京都千代田区千代田1-1-1		
支払条件	月末締翌月末払	〇〇ビル3階		
		TEL: 03-0000-0000		
		担当: 菅力太郎		
合計	154,000円 (税込)			
内容	数量	単位	単価	金額
サンプル1	1	個	10,000	10,000
サンプル2	1	個	10,000	10,000
サンプル3	1	個	10,000	10,000
サンプル4	1	個	10,000	10,000
サンプル5	1	個	10,000	10,000
サンプル6	1	個	10,000	10,000
サンプル7	1	個	10,000	10,000
サンプル8	1	個	10,000	10,000
サンプル9	1	個	10,000	10,000
サンプル10	1	個	10,000	10,000
サンプル11	1	個	10,000	10,000
サンプル12	1	個	10,000	10,000
サンプル13	1	個	10,000	10,000
サンプル14	1	個	10,000	10,000
			小計	140,000
			消費税	14,000
			合計	154,000
備考				

《確認事項》

- (申請を行う省力化製品の) 販売実績を証明する納品書を1件提出すること (消費者向け・卸事業者向けいずれの実績でも可)
 - 提出した販売実績を元に製品本体の補助上限額が決定する
 - 製品名、型番、納品元、納品先、金額がわかる納品書の提出が必要
- ※費目と価格が一括となっている場合は、別途製品の明細がわかるものを追加で提出し、費目の内容と金額がわかるようにしてください。
(補助対象外経費・役務を除き、製品本体のみの価格を確認します。)

《確認事項》

- (申請を行う省力化製品の) 同製造事業者・同カテゴリーの販売実績を証明する納品書を1件提出すること (消費者向け・卸事業者向けいずれの実績でも可)
- 予め製品ごとに定められた補助上限額が登録される
- 製品名、型番、納品元、納品先、金額がわかる納品書の提出が必要

No	項目	審査での確認ポイント
1	履歴事項全部証明書	発行から3か月以内であるか確認しています。 既に製造事業者として登録されている事業者が販売事業者として登録される場合は、添付する履歴事項全部証明書が、登録申請時点で発行から3か月以内か、ご確認ください。
2	決算書（損益計算書及び貸借対照表）	申請者の決算書であることも確認しています。 決算書を添付する場合は、表紙をつけるなど、法人名も記載されているかご確認ください。
3	税務署の発行する法人税の納税証明書 （その1またはその2）	納税証明書は、税目が「法人税」の「その1またはその2」をご提出ください。
4	サポート情報 補足資料	サポート情報補足資料は、営業拠点の所在地、営業範囲、取り扱う製品の販売から保守サポート、アフターフォローの体制について確認させていただく資料となります。 <ul style="list-style-type: none"> 営業拠点の所在地、営業範囲は、申請画面の入力情報が資料と一致しているか確認しています。 取り扱う製品の販売から保守サポート、アフターフォローの体制の資料では、共同申請者として、補助対象者（中小企業等）をサポートいただく体制が整っているかなどを確認しています。修理に関しては製造事業者が担当する場合も、その役割等がわかるよう明確にご記載ください。 自由書式となりますが、サポート体制のフロー図などあれば尚可です。 自社ホームページに掲載している場合は、WEBサイトをPDFデータにし、ご提出ください。
5	事業者情報入力 事業者名、代表者役職、氏名	フリガナは、法人格（カブシキガイシャ等）もご記載ください。
6	事業者情報入力 事業者HPのURL	申請された事業者HPのURLから、登録するカテゴリの製品を取り扱っているか確認しています。 <ul style="list-style-type: none"> 取り扱い製品の掲載のご協力をお願いします。掲載箇所がわかりにくい場合は、掲載箇所のスクリーンショット等を求めることがあります。 販売事業者登録完了前にHPで「省力化投資補助金の販売事業者である」ことを謳う表現や「当社より購入すれば補助金が出る」等の表現はお控えください。
7	事業者情報入力 概要説明（200文字）	省力化投資補助金HPへ販売事業者情報の一部として掲載されます。 事業所の紹介のほか、販売するカテゴリ、取扱い製品などについてご記載ください。 誤字・脱字がないよう、ご留意ください。
8	事業者情報入力 担当者連絡先	登録できる社用の携帯電話がない場合は、緊急時にご連絡可能な「担当者電話番号」とは別の固定電話番号等をご入力ください。
9	営業拠点・営業範囲	提出いただいたサポート資料とあわせて、営業拠点・営業範囲情報を確認しています。 該当製品を販売する営業拠点・営業エリアをご選択ください。

No	申請画面の番号	審査での確認ポイント
1	販売製品情報の入力 A-1 販売実績の有無	製造事業者が登録している省力化製品（PD-00000000）と同一製品の実績がある場合は「あり」をご選択ください。 省力化製品（PD-00000000）と製品型番が一致しない製品の場合は、別の製品と見做されますので「なし」をご選択ください。 また、製品明細「【A】本体価格」「【B】周辺機器」の構成要素の組み合わせが異なる場合も、同様に同製品の販売実績と見做されません。（【B】が省力化製品（PD-00000000）より多い数量の場合のみ同型番の販売実績として認めています）
2	販売製品情報の入力 A-2 【添付書類】省力化製品の販売実績を証明する納品書	A-3で入力された販売実績価格はA-2で提出された納品書をもって確認します。 納品元、納品先の名称、製品名、製品型番、納品日が確認できる納品書をご提出ください。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象の費目と価格がわかるよう、マーカー等を引いてください。 ・費目と価格が一式となってる場合は、費目の内容と金額等、製品の明細が確認できる証憑を追加でご提出ください。 ・省力化製品（PD-00000000）の製品明細【A】【B】の構成要素と一致していることがわかる納品書をご提出ください。
3	販売製品情報の入力 A-3 販売実績価格	A-2で提出された納品書と金額を確認します。 <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象外の費用（カタログに掲載されていない製品や付属品など）は価格に含めないでください。 ・導入設定費などの役務費用は価格に含めないでください。 ・消費税は価格に含めないでください。 ・補助対象の費目と価格がわかるよう、マーカー等を引いてください。 ・費目と価格が一括となってる場合は、費目の内容と金額等、製品の明細が確認できる証憑を追加でご提出ください。 ・値引きがある場合は、販売実績価格を算出し補記してください。
4	販売製品情報の入力 B-1 【添付書類】同製造事業者・同カテゴリーの販売実績を証明する納品書	同製造事業者の同カテゴリに分類される製品であるかを確認します。 納品元、納品先の名称、製品名、製品型番、納品日が確認できる証憑をご提出ください。

**中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)**

販売事業者登録申請方法

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

◆販売事業者ポータルログイン

「ログインボタン」を押下してください。

2

中小企業省力化投資補助金

「カタログ注文型トップ」
を押下してください。

1

総合トップ

中小企業省力化投資補助金とは

1

カタログ注文型トップ

一般型トップ

📣 広報ツール

📍 全国の説明会

✉ メールマガジン

📍 全国のインフォメーション窓口

📞 お問い合わせ

🔍

中小企業省力化投資補助金

カタログ注文型

中小企業等向け

販売事業者向け

製造事業者向け

工業会向け

🔒 ログインへ

2

総合トップ

カタログ注文型トップ

カタログ注文型とは

製品カタログ

中小企業等向け

3

販売事業者向け

製造事業者向け

🔒 申請マイページ

🔒 販売事業者ポータル

🔒 製造事業者ポータル

※ 販売事業者ポータルの利用には、[こちら](#)からの登録申請が必要です

中小企業省力化投資補助金（カタログ注文型）

TOP > 中小企業省力化投資

「販売事業者ポータル」
を押下してください。

3

カタログ注文型の特徴

01

02

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

【新規でアカウントを作成する方】

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

中小企業省力化投資補助金申請システム

販売事業者ログイン

ログインID

パスワード

ログイン[パスワードをお忘れの方](#)

1 「★新規アカウント作成の方はこちらから」を押下してください。

1

[★新規アカウント作成の方はこちらから](#)

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

【新規でアカウントを作成する方】

中小企業省力化投資補助金 **販売事業者向け**

2 販売事業者として申請する基本情報を入力してください。

- ・製品カテゴリ（選択式）
- ・法人番号
- ・販売事業者名
- ・販売事業者担当者氏名
- ・販売事業者担当者メールアドレス

販売事業者アカウント申請

販売事業者として申請する基本情報を入力してください。

2

製品カテゴリ **必須**

--なし--

法人番号 **必須**販売事業者名 **必須**販売事業者担当者氏名 **必須**販売事業者担当者メールアドレス **必須**

「次へ」を押下してください。

3

3

次へ

[ログイン画面へ](#)

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

【新規でアカウントを作成する方】

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

アカウント申請受付完了

仮登録を受け付けました。

ご入力いただいたメールアドレス宛にパスワード設定用メールを送信いたしました。
パスワード設定用URLの有効期限は1時間です。期限内にパスワードの設定を行ってください。

「次へ」を押下してください。

4

4

ログインページへ戻る

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

アカウント申請完了後に「販売事業者アカウント仮登録受付のご連絡」メールが送付されます。メール内添付URLを押下し、パスワード設定画面にアクセスしてください。

【中小企業省力化投資補助金事務局】販売事業者アカウント仮登録受付のご連絡

カテゴリ：配膳ロボット
様

販売事業者アカウントの仮登録を受け付けました。
以下のURLからパスワードの設定をお願いいたします。

<https://>

パスワードの設定期限は、(RL発行から1時間)です。
期限が切れる前に必ずパスワードの設定を行ってください。
期限内にパスワード設定が行えなかった場合、再度仮登録を行ってください。

※本メールは送信専用のため、ご返信いただきましてもご対応致しかねますのでご了承ください。

中小企業省力化投資補助金事務局

【お問い合わせ先】
中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
TEL：0570-099-660
[P電話専用回線] 03-4335-7595
受付時間 9:30~17:30 (土・日・祝除く)
※電話番号はお間違いないようお願いいたします。
ホームページ：<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

【新規でアカウントを作成する方】

中小企業省力化投資補助金

販売事業者向け

パスワード設定

新しいパスワードを入力してください。

5

5

ログインIDはパスワード設定後にメールにて通知いたします。

新しいパスワード 必須

*パスワードは半角英数を含めた10文字以上でご入力ください。

新しいパスワード(確認) 必須

設定

6

6

新しいパスワードを入力後、「設定」を押下してください。

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

新しいパスワードを設定後、「販売事業者アカウント本登録完了」メールが送付されます。
メール内添付URLを押下し、サイトにアクセスしてください。

【中小企業省力化投資補助金事務局】販売事業者アカウント本登録完了

販売事業者番号：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX
カテゴリ：配膳ロボット
XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 様

販売事業者アカウント本登録が完了しました。
下記ログインIDを使用してポータルにログインしてください。

ログインID：XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX

ログインはこちら
<https://XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX>

電子申請システム（ポータル）へログインし、左カラムメニューの「販売事業者申請登録情報」より、
申請情報を入力し、販売事業者登録の申請をお願いいたします。

※本メールは送信専用のため、ご返信いただきましてもご対応致しかねますのでご了承ください。

中小企業省力化投資補助金事務局

【お問い合わせ先】
中小企業省力化投資補助事業 コールセンター
TEL：0570-099-660
[P電話専用回線] 03-4335-7595
受付時間 9:30~17:30（土・日・祝除く）
※電話番号はお間違いないようお願いいたします。
ホームページ：https://shoryokuka.smrj.go.jp/

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

【既にアカウント作成済みの方】はこの画面からとなります。

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

中小企業省力化投資補助金申請システム

販売事業者ログイン

7

ログインID

パスワード

7

ログインID・パスワードを入力してください。

ログイン

8

8

ログインID・パスワードを入力後、「ログイン」を押下してください。

[パスワードをお忘れの方](#)

★新規アカウント作成の方はこちらから

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

「販売事業者申請登録情報」の画面より、販売事業者の登録情報を入力し、審査依頼を行ってください。審査には一定期間かかります。

(当該、販売事業者の情報入力は、同一製品カテゴリで1事業者1回のみとなります。)

中小企業省力化投資補助金

販売事業者向け

トップページ | パスワード変更 | ログアウト

販売事業者名: 製品カテゴリ: 販売事業者番号:

販売事業者申請登録情報 >

9

新着情報

ご連絡は特にありません。

9

「販売事業者申請登録情報」を押下してください。

販売事業者情報

法人番号

販売店名

代表者名

販売事業者申請ステータス

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

補助金 販売事業者向け

販売事業者名: [] トップページ | パスワード変更 | ログアウト
製品カテゴリ: [] 販売事業者番号: []

一時保存 次へ

手引き
下記書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分ご理解のうえ、手続きを進めてください

省力化製品販売事業者登録要領	<input type="checkbox"/>
販売事業者登録申請の手引き	<input type="checkbox"/>
公募要領	<input type="checkbox"/>

10 HP内に添付の書類をよく読み、本制度や手続きの手順について十分ご理解のうえ、手続きを進めてください。

12

「次へ」を押下してください。

宣誓事項
本事業の実施に当たっての遵守事項を確認しチェックを入れてください。

(1) 基本的事項 ①登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人であること。 ②経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。 ③反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。 ④登録申請時点のみならず、登録期間中においても、訴訟や法令遵守上において、本事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。 ⑤中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。 ⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は登録が取り消されることに同意すること。	<input type="checkbox"/>
(2) 経営基盤に関する事項 登録期間中、製品の供給・メンテナンスを継続して行えると判断するに十分な経営基盤を有していること。	<input type="checkbox"/>
販売事業者が事務局に提出した情報は、事務局から国及び中小機構に報告するとともに、事務局、国及び法令に基づく場合 ・人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、販売事業者の同意を得ることが困難であるとき。 ・事務局、国及び中小機構が本事業の遂行に必要な手続き等を行うために利用する場合 ②事務局及び中小機構は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、立入調査等を行うこととし、調査への協力を要請された場合は協力すること。協力しない場合は販売事業者の登録取消、交付決定の取消や補助金返還となることに同意すること。 ③補助事業を遂行する上で、中小企業等及びその他の事業者との間に発生する係争やトラブルについては、事務局ではその責を一切負わず、販売事業者と中小企業等及びその他の事業者間で対応し、解決すること。 ④省力化製品を中小企業等に納入する際には、事務局が講じる転売防止のための措置に協力すること。 ⑤悪質な不正行為が発覚したとき、共同申請を行った中小企業等を含め、事業者名及び不正を行った時点での代表者名や不正内容を公表する必要があることに同意すること。	<input type="checkbox"/>

一時保存 次へ

12

11

11

記載の宣誓事項を確認し、✓を入れてください。

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

化投資補助金 販売事業者向け

販売事業者名: トップページ パスワード変更 ログアウト
製品カテゴリ: 販売事業者番号:

基本情報

販売事業者審査申請番号

販売事業者審査申請ステータス

法人番号
半角数字13桁

製品カテゴリ

事業者情報

※カタログ掲載項目

※事業者名

※事業者名カナ
全角カナ

※代表者役職

※代表者氏名

※代表者氏名カナ
全角カナ

※代表電話番号
半角数字ハイフンなし

※事業者HPのURL
半角英数字

※概要説明
200文字以内

13

13

事業者情報について下記内容を入力してください。

- ・事業者名（漢字/カナ）
- ・代表者役職
- ・代表者氏名（漢字/カナ）
- ・代表者電話番号

14

14

ホームページで該当製品の取り扱い状況を確認します。
取り扱い製品情報が掲載されている自社ホームページのURLを入力してください。

- ・事業者HPのURL

15

15

200文字以内で販売事業者の会社概要、事業概要を簡潔に記載してください。

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

事業者の本店所在地

※カタログ掲載項目

郵便番号 必須

半角数字ハイフンなし

検索

16

都道府県 必須市区町村 必須番地以降 必須

16

事業者の本店所在地について下記内容を入力してください。

- ・郵便番号
- ・都道府県
- ・市区町村
- ・番地以降

担当者情報

※カタログ掲載項目

担当者氏名 必須担当者氏名カナ 必須

全角カナ

担当者住所 必須担当連絡先：電話番号 必須

半角数字ハイフンなし

担当連絡先：電話番号（携帯番号） 必須

半角数字ハイフンなし

担当連絡先：メールアドレス 必須

半角英数字

17

17

担当者情報について下記内容を入力してください。

- ・担当者氏名（漢字/カナ）
- ・担当者住所
- ・担当連絡先：電話番号
- ・担当連絡先：電話番号（携帯番号）
- ・担当連絡先：メールアドレス

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

添付書類
※ファイル形式：PDF・JPEG・PNG

履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの） **必須**

ファイルをドロップしてアップロード
または
ファイルを選択

直近1年間の貸借対照表及び損益計算書 **必須**

ファイルをドロップしてアップロード
または
ファイルを選択

税務署の発行する法人税の直近の納税証明書(その1又はその2) **必須**

ファイルをドロップしてアップロード
または
ファイルを選択

戻る 一時保存 次へ

18

18

下記の書類を添付してください。

- ・履歴事項全部証明書（発行から3か月以内のもの）
- ・直近1年間の貸借対照表及び損益計算書
- ・税務署の発行する法人税の直近の納税証明書（その1又はその2）

19

19

「次へ」を押下してください。

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

営業拠点の所在地

支店や営業所などの拠点がある都道府県を選択してください。

営業拠点の所在地 — 全国

※複数選択可

※カタログ掲載項目

必須

全国

— 北海道地域

北海道

— 東北地域

青森県 岩手県 宮城県 秋田県

山形県 福島県

— 関東地域

20

20

営業拠点の所在地に✓を入れてください。

営業エリア

営業対応可能な都道府県を選択してください。

営業範囲 — 全国

※複数選択可

※カタログ掲載項目

必須

全国

— 北海道地域

北海道

— 東北地域

青森県 岩手県 宮城県 秋田県

山形県 福島県

21

21

営業エリアに✓を入れてください。

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

カタログ掲載用連絡先

※カタログ掲載項目

※ サポート部署名 必須

※ サポート窓口電話番号 必須
半角数字ハイフンなし

※ サポート窓口メールアドレス 必須
半角英数字

22

22

カタログ掲載用連絡先として下記内容を入力してください。

- ・サポート部署名
- ・サポート窓口電話番号
- ・サポート窓口メールアドレス

添付書類

※ファイル形式：PDF・JPEG・PNG

— サポート情報 添付書類

以下の1、2、3、ともに提出が必要です。
1ファイルにまとめて提出してください。

1. 営業拠点が確認できる資料を添付してください。
2. 営業エリアが確認できる資料を添付してください。
3. 保守サポート体制が確認できる資料を添付してください。
(メーカー名で発行されている保守資料ではなく、申請者が発行する保守サポート体制が確認できる資料が必要です。)

23

23

サポート情報の補足資料を添付してください。
以下の1、2、3、ともに提出が必要です。
1ファイルにまとめて提出してください。

1. 営業拠点が確認できる資料を添付してください。
2. 営業エリアが確認できる資料を添付してください。
3. 保守サポート体制が確認できる資料を添付してください。
(製造事業者名で発行されている保守資料ではなく、申請者が発行する保守サポート体制が確認できる資料が必要です。)

サポート情報 補足資料 必須

d3c39a82af8ce2cd8ee022acb415d025_w.jpeg

削除

戻る

一時保存

次へ

24

24

「次へ」を押下してください。

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

中小企業省力化投資補助金 **販売事業者向け** トップページ パスワード変更 ログアウト
販売事業者名: 製品カテゴリ: 販売事業者番号:

販売事業者申請登録情報 >

確認

[戻る](#) [審査依頼](#) **25**

入力内容確認

— 宣誓事項 [修正](#)

(1) 基本的事項

- ①登録申請時点において、日本国内で法人登記（法人番号が指定され国税庁が管理する法人番号公表サイトにて公表されていること）され、日本国内で事業を営む法人であること。
- ②経済産業省又は中小機構から補助金等停止措置又は指名停止措置を受けていないこと。
- ③反社会的勢力に該当せず、今後においても、反社会的勢力との関係をもつ意思がないこと。
- ④登録申請時点のみならず、登録期間中においても、訴訟や法令遵守上において、本事業遂行に支障をきたすような問題を抱えていないこと。
- ⑤中小機構が実施する補助事業において、「虚偽の申請」や「利害関係者への不当な利益配賦」といった不正な行為を行っていない（加担していない）こと。また、今後も不正な行為を行わない（加担しない）こと。
- ⑥中小機構及び事務局は、交付申請や実績報告時において補助事業の適正な遂行のため必要があると認めるときは、立入調査等を行うこと。調査への協力を要請されるときは協力をすること。協力しない場合は登録が取り消されることに同意すること。

登録期間中、製造・販売業務を継続して行えること。また、中小機構が定める基準を有していること。

半角英数字

【添付書類】
※ファイル形式：PDF・JPEG・PNG

— サポート情報 添付書類

以下の1、2、3、ともに提出が必要です。
1ファイルにまとめて提出してください。

1. 営業地点が確認できる資料を添付してください。
2. 営業エリアが確認できる資料を添付してください。
3. 保守サポート体制が確認できる資料を添付してください。
(メーカー名で発行されている保守資料ではなく、申請者が発行する保守サポート体制が確認できる資料が必要です。)

サポート情報 補足資料

[戻る](#) [審査依頼](#) **25**

令和5年度補正予算「中小企業省力化投資補助事業」は、独立行政法人中小企業基盤整備機構より採択され、同機構監督のもと全国中小企業団体中央会が事務局業務を運用しています。
Copyright © 2024 全国中小企業団体中央会 All Rights Reserved.

25

記入内容を確認し、「審査依頼」を押下してください。

中小企業省力化投資補助金 **販売事業者向け** トップページ パスワード変更 ログアウト
販売事業者名: 製品カテゴリ: 販売事業者番号:

販売事業者申請登録情報 >

情報変更 >

販売事業者登録申請完了

審査依頼が完了しました。

[トップページへ戻る](#)

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

販売事業者の登録が完了した後、製品カタログへの登録が可能となります。
以下の内容に従って、製品のカタログ登録を行ってください。

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

中小企業省力化投資補助金申請システム

販売事業者ログイン

1
1
ログインID・パスワードを入力してください。
ログインID：別途メール内に記載
パスワード：別途メールより設定済み

1

ログインID

パスワード

ログイン

2
2
[パスワードをお忘れの方](#)

2
2
ログインID・パスワードを入力後、「ログイン」を押下してください。

※2回目以降はこちらのURLからログインIDとパスワードの入力が可能です。

<https://portal.shoryokuka.smrj.go.jp/sportal/login>

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

中小企業省力化投資補助金 **販売事業者向け**

販売事業者名: [非表示] トップページ | パスワード変更 | ログアウト
 製品カテゴリ: 専売機 販売事業者番号: [非表示]

- 販売事業者申請登録情報 >
- 販売製品登録 >**
- 交付申請招待 >
- 交付申請検索 >

3

【採択・交付決定者向け研修動画】

[研修動画 \(YouTube\)](#)

こちらの動画は、採択・交付決定となった中小企業等向けの研修動画となっております。

補助事業及び実績報告を実施する際の注意点等について説明していますので、補助事業実施前に販売事業者の皆様にも視聴いただくことを強く推奨します。

※中小企業等は動画視聴後に確認テストがありますが、販売事業者向けの確認テストはございません。

新着情報 ご連絡は特にありません。

3 「販売製品登録」を押下してください。

販売事業者情報

法人番号 [非表示]

販売店名 [非表示]

代表者名 [非表示]

販売事業者申請ステータス [非表示]

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

中小企業省力化投資補助金 **販売事業者向け**

販売事業者名: _____ トップページ | パスワード変更 | ログアウト
 製品カテゴリ: 券売機 販売事業者番号: _____

販売製品検索

製造事業者: 製品カテゴリ: 券売機

製品名: 省力化製品番号:

登録ステータス: --なし-- 価格をカタログに表示: --なし--

販売製品検索一覧の見方

- この画面では登録済・登録申請済・作成中の販売製品が表示されます。
- 新規に販売製品を申請する場合は、「販売製品選択」をクリックしてください。
- 販売製品としてカタログに登録を行うことで、交付申請時にその製品を選択することが可能となります。
- 製品本体の補助上限額（税抜）とは、あくまでも製品本体に対する補助額の上限となり、導入設定費用の補助額については交付申請時に別途算出されます。
 ※導入設定費用の算出方法
 a) 製品本体の補助上限額×数量の20%
 b) 導入・設定費用【補助対象経費】の1/2
 abのうちいずれか低い方が適用になります。
- 省力化製品番号（PD）とは、製造事業者
- 販売登録製品番号（SP）とは、販売事

販売製品選択

編集ボタンを押下し、販売する製品について内容を確認した上、価格等の情報を登録してください。

	省力化製品番号 (販売登録製品番号)	製造事業者	製品名 製品型番	販売製品の 補助上限額 (税抜)	販売登録製品 登録ステータス	価格をカタログに表示する
参照	PD-00000142 SP-000000956	総合テストアナログ製造 事業者β株式会社	券売機ST-KEN-製品A ST-KEN-製品A		登録申請済	する
編集	PD-00001531 SP-000000944	A1テスト株式会社	A1券売機 テスト型番		作成中	する
参照	PD-00000080 SP-000000929			603,882	登録済	する

検索結果：1-3件（3件中）

4

この画面では登録済・登録申請済・作成中の販売製品が表示されます。下記の項目を入力し絞り込み検索ができます。

- ・該当する製造事業者
- ・製品名
- ・省力化製品番号
- ・登録ステータス
- ・価格をカタログに表示するか

4

5

新規に販売製品を申請する場合は「販売製品選択」を押下してください。

5

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

販売製品新規申請

新規に販売製品の登録をおこなうには

1. 検索窓で絞り込み検索を行うことが可能です。
2. 参照ボタンをクリックすると、省力化製品の詳細が確認できます。
3. 一覧から省力化製品を選択し、次へをクリックしてください。
4. 次の画面で提出資料の添付等を行い申請してください。

～ご注意～

省力化製品のカタログ登録された当日は、参照ボタンをクリックした先のページに省力化製品情報が反映するまでにお時間をいただく場合がございます。
未反映の場合はエラーが表示されます。1日おいて再アクセスをしてください。

省力化製品番号

製造事業者

製品名

製品型番

6

登録する省力化製品を選択してください。

クリア

検索

6

選択ボタン	省力化製品番号	製造事業者	製品名	製品型番	
<input checked="" type="radio"/>	PD-00000874	製造事業者_単一_004_RE	清掃ロボット_同一_単一_004_RE	SPL_CLRE_0004	参照
<input type="radio"/>	PD-00000875	製造事業者_単一_005_RE	清掃ロボット_同一_単一_005_RE	SPL_CLRE_0005	参照
<input type="radio"/>	PD-00000942	製造事業者_値丸め_001	清掃ロボット_値丸め_001	清掃ロボット_値丸め_001	参照
<input type="radio"/>	PD-00000951	製造事業者_取込_001	清掃ロボット_取込_001	清掃ロボット_取込_001	参照
<input type="radio"/>	PD-00000961	製造事業者_取込_004	清掃ロボット_取込_004	取込_004	参照
<input type="radio"/>	PD-00000963	製造事業者_取込_003	清掃ロボット_取込_003	製品A	参照
<input type="radio"/>	PD-00001020	製造事業者_情報変更-清掃ロボット	清掃ロボット01	seisorobot01	参照
<input type="radio"/>	PD-00000205	製造事業者_全数_001	清掃ロボット_同一_全数_017	ZS_SR-0001	参照
<input type="radio"/>	PD-00000206	製造事業者_全数_001	清掃ロボット_同一_全数_019	ZS_SR-0001	参照
<input type="radio"/>	PD-00000207	製造事業者_全数_001	清掃ロボット_同一_全数_019	ZS_SR-0001	参照
<input type="radio"/>	PD-00000208	製造事業者_全数_001	清掃ロボット_同一_全数_020	ZS_SR-0001	参照

7

「次へ」を押下してください。

戻る

次へ

7

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

当該販売製品の販売実績「あり」の場合

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

販売事業者名: _____

トップページ | パスワード変更 | ログアウト

製品カテゴリ: 販売機 | 販売事業者: _____

販売製品新規申請 情報入力

選択した省力化製品

製品情報

製品番号

販売製品情報の入力

A 当該販売製品の販売実績について

A-1 申請を行う販売製品について、過去に1つ以上の販売した実績はありますか？

※【中間卸事業者】の取引実績を提出する場合は、販売した実績は「なし」を選択してください。

販売実績の有無 **必須**

あり

なし

A-2 申請を行う販売製品について、過去に1つ以上販売した実績が必要です。（類似製品は不可です）販売実績を証明する納品書を1つ提出してください。

※書類から納品元の社名、製品名、型番が確認できるものを提出してください。

納品元が自社ではなく、株式50%超所有のグループ会社の場合は資本関係を示す証憑（有価証券報告書等）を添付してください。

【添付書類】省力化製品の販売実績を証明する納品書 **必須**

ファイルアップロード

【添付書類】資本比率要件を満たすグループ会社の証憑

ファイルアップロード

A-3 販売製品の価格を入力してください。補助対象となるのは製品の明細に明示されている

【A】製品本体にあたるもの

【B】製品本体と併せて登録するシステムや周辺機器等となります。

※補助対象外の費用（カタログに掲載されていない製品や付属品など）は価格に含めないでください。

※導入設定費などの役務費用は価格に含めないでください。

※消費税は価格に含めないでください。

※補助対象の費目と価格にマーカー等をひいてわかりやすいようにしてください。

※費目と価格が一括となっている場合は、別途製品の明細がわかるものを追加で提出し、費目の内容と金額がわかるようにしてください。

販売実績価格 **必須**

円（税抜）

C カタログ掲載について

販売製品（本体）の補助金申請上限額をカタログに掲載する

掲載する

掲載しない

この販売製品をカタログに掲載する ※新規申請の際は「カタログに掲載する」から変更することができません。

戻る 次へ

8

①当該販売製品の販売実績「あり・なし」を選択してください。

②申請を行う省力化製品の販売実績「あり」の場合は添付書類欄に「申請を行う販売製品の販売実績を証明する納品書」ファイルをアップロードしてください。

③②「申請を行う販売製品の販売実績を証明する納品書」ファイルについて資本関係があるグループ会社の証憑（要件：資本比率50%超であること）を提出する場合は、「資本比率要件を満たすグループ会社の証憑」ファイルをアップロードしてください。（※有価証券報告書など2社間の資本関係を示す書類）

9

【申請を行う省力化製品の販売実績ありの場合】添付した納品書に記載されている「販売実績価格」を入力してください。

10

販売製品（本体）の補助金上限額をカタログに掲載するか選択してください。

※新規申請の際は「カタログに掲載する」から変更することはできません。

11

「次へ」を押下してください。

11

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

当該販売製品の販売実績「なし」の場合

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

販売事業者名: _____

トップページ | パスワード変更 | ログアウト

製品カテゴリ: 販売機 | 販売事業者: _____

販売製品新規申請 情報入力

選択した省力化製品

— 製造事業者の情報

製造事業者名: _____

販売製品情報の入力

— A 当該販売製品の販売実績について

A-1 申請を行う販売製品について、過去に1つ以上の販売した実績はありますか？

※【中間卸事業者】の取引実績を提出する場合は、販売した実績は「なし」を選択してください。

販売実績の有無 **必須**

あり

なし

— B 同製造事業者の同カテゴリに関する販売実績について

B-1 同製造事業者の同カテゴリに分類される製品について、過去に1つ以上販売した実績が必要です。販売実績を証明する納品書を1つ提出してください。

※書類から納品元の社名、製品名が確認できるものを提出してください。

※納品元が自社ではなく、株式50%超所有のグループ会社の場合は資本関係を示す証憑（有価証券報告書等）を添付してください。

事務局に承認された【中間卸事業者】との取引実績で申請する場合は、【中間卸事業者実績】にチェックを入れて、中間卸事業者との取引証憑を添付してください。

※1 承認された【中間卸事業者】は事務局HP（<https://shoryokuka.smrj.go.jp/catalog/dealer/>）の下段にある【承認された中間卸事業者リスト】を必ず確認してください。

※2 【中間卸事業者実績】で申請する場合は、中間卸事業者との取引書類（納品書等・2年以内の発行日）であれば、製品カテゴリや製造事業者が同一でなくても提出可能です。

添付するファイルの種類 **必須**

同製造事業者・同カテゴリ製品の販売実績

中間卸事業者実績

【添付書類】同製造事業者・同カテゴリの販売実績を証明する納品書 **必須**

【添付書類】資本比率要件を満たすグループ会社の証憑

— C カタログ掲載について

販売製品（本体）の補助金申請上限額をカタログに掲載する

掲載する

掲載しない

この販売製品をカタログに掲載する ※新規申請の際は「カタログに掲載する」から変更することができません。

8

①当該販売製品の販売実績「あり・なし」を選択してください。

②申請を行う省力化製品の販売実績「なし」の場合は添付するファイルの種類について、「同製造事業者・同カテゴリ製品の販売実績」・「中間卸事業者実績」のいずれかを選択してください。

③上記の選択に従って「同製造事業者で申請する製品と同カテゴリの納品書」ファイル、もしくは「中間卸事業者実績」ファイルをアップロードしてください。

※本手引きの【2-4販売事業者及び取り扱い製品の登録（中間卸事業者との取引ある販売事業者）】の取引実績の適用を行う場合は、**販売実績「なし」を選択してください。**中間卸事業者との取引実績を示す書類（過去2年以内の納品書など）を添付してください。

詳細は本手引きのP19を必ず確認すること。

④「同製造事業者・同カテゴリの販売実績を証明する実績」について資本関係があるグループ会社の証憑（要件：資本比率50%超であること）を提出する場合は、「資本比率要件を満たすグループ会社の証憑」ファイルをアップロードしてください。（有価証券報告書など2社間の資本関係を示す書類など）

※「同製造事業者・同カテゴリ製品の販売実績」の証憑をする場合のみ資本関係のあるグループ会社の証憑を提出できます。

「中間卸事業者実績」については、**グループ会社の証憑を提出することはできません。**

9

販売製品（本体）の補助金上限額をカタログに掲載するか選択してください。（新規申請の際は「カタログに掲載する」から変更することはできません）

10

「次へ」を押下してください。

10

①販売事業者登録申請

②販売製品登録申請

中小企業省力化投資補助金 **販売事業者向け** トップページ パスワード変更 ログアウト
販売事業者名 製品カテゴリ：清掃ロボット 販売事業者番

販売事業者申請登録情報 >
 販売製品登録 >
 交付申請招待 >
 交付申請検索 >
 実績報告検索 >

販売製品新規申請 情報確認

選択した省力化製品

— 製造事業者の情報

製造事業者番号

事業者名

法人番号

都道府県

市町村以下

販売製品情報の入力

— A 当該販売製品の販売実績について

販売実績の有無 あり なし

【添付書類】省力化製品の販売実績を証明する納品書

販売実績価格 700,000 円（税抜）

— C カタログ掲載について

販売製品（本体）の補助金申請上限額をカタログに掲載する 掲載する 掲載しない

この販売製品をカタログに掲載する ※新規申請の際は「カタログに掲載する」から変更することができません。

登録内容を確認の上で「登録申請」を押下してください。

**中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)**

中小企業等の招待方法

製品のカatalog登録が完了した後、その製品を導入し、本補助金に申請を行う中小企業等に対して、交付申請の招待を行うことが可能となります。以下の手続きにしたがって、招待を行ってください。

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

中小企業省力化投資補助金申請システム

販売事業者ログイン

1 ログインID

パスワード

1 ログインID・パスワードを入力してください。
ログインID：別途メール内に記載
パスワード：別途メールより設定済み

2 ログイン

2 ログインID・パスワードを入力後、「ログイン」を押下してください。

[パスワードをお忘れの方](#)

※2回目以降はこちらのURLからログインIDとパスワードの入力が可能です。

<https://portal.shoryokuka.smrj.go.jp/sportal/login>

中小企業省力化投資補助金

販売事業者向け

販売事業者名:

製品カテゴリ: 清掃ロボット

トップページ | パスワード変更 | ログアウト

販売事業者番号:

- 販売事業者申請登録情報 >
- 販売製品登録 >
- 交付申請招待 3 >
- 交付申請検索 >
- 実績報告検索 >

【採択・交付決定者向け研修動画】

研修動画 (YouTube)

こちらの動画は、採択・交付決定となった中小企業等向けの研修動画となっております。

報告を実施する際の注意点等について説明していますので、補助事業実施前に販売事業者の皆様にも視聴いただくことを強く推奨します。

※中小企業等は動画視聴後に確認テストがありますが、販売事業者向けの確認テストはございません。

新着情報 ご連絡は特にありません。

販売事業者情報

法人番号

販売店名

代表者名

販売事業者申請ステータス

「交付申請招待」を押下してください。

「交付申請検索」より、招待した交付申請を検索することも可能です。

中小企業省力化投資補助金 販売事業者向け

販売事業者名: [] 製品カテゴリ: スチームコンベクションオープン

トップページ | パスワード変更

招待情報入力

省力化製品の導入形態
中小企業等が利用する導入形態を選択してください。

導入形態 **必須** 購入 ファイナンス・リース取引

招待する中小企業等情報
招待する中小企業等の情報を入力してください。

宛名 **必須** [] 様

中小企業等担当者メールアドレス **必須** []

中小企業等担当者メールアドレス確認用 **必須** []

販売事業者担当者情報
本申請を担当する販売事業者の情報を入力してください。

販売事業者名 []

担当者部署 []

担当者氏名 **必須** 姓: [] 名: []

担当者氏名(カナ) **必須** セイ: [] メイ: []

担当者電話番号 **必須** []

担当者メールアドレス **必須** []

担当者メールアドレス確認用 **必須** []

宣誓事項
虚偽及び不正な招待及び申請とならないことをここに宣誓します。 **必須**

次へ **8**

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All Right Reserved. サイポリシー・利用規約

4 ファイナンス・リース取引以外は「購入」にチェックを入れてください。
※賃貸借契約を利用する場合も「購入」を選択してください。

5 招待する中小企業等の情報を入力してください。
・宛名
・中小企業等担当者メールアドレス

6 販売事業者担当者の情報を入力してください。
・担当者部署
・担当者氏名（漢字/カナ）
・担当者電話番号
・担当者メールアドレス

7 宣誓事項の内容を確認し、✓を入れてください。

8 「次へ」を押下してください。

「招待」を押下すると、中小企業等に招待メールが送付されます。
 メールを受け取った中小企業等は、メール内に添付のURLよりGビズIDを用いて申請マイページへログインを行い、
 交付申請の作成を進めてください。

※招待後168時間（7日）が経過すると招待期限切れとなり、中小企業等のマイページの開設ができなくなります。
 販売事業者が「再招待」ボタンを押下すると、再度マイページの開設が可能となります。

資補助金 販売事業者向け

販売事業者名 製品カテゴリ：ステームコンベクションオープン 販売事業者番号

トップページ パスワード変更 ログアウト

招待情報入力内容確認

注意事項
 入力内容を確認のうえ招待を行ってください。

省力化製品の導入形態
 導入形態 購入

招待する中小企業等情報
 宛名
 中小企業担当者メールアドレス

販売事業者情報
 販売事業者名
 担当者部署
 担当者氏名
 担当者氏名（カナ）
 担当者電話番号
 担当者メールアドレス

宣誓事項
 虚偽及び不正な招待及び申請とならないことをここに宣誓します。

戻る 招待

9 「招待」を押下してください。

招待完了

申請マイページの招待が完了しました。
 申請者へ申請マイページの開設、
 交付申請の作成を行うよう案内してください。

メインページ

※招待の期限切れ

招待URLの有効期限は**招待後7日間**です。
 7日以内にマイページが開設されなかった申請は、
 交付申請詳細画面に「再招待」ボタンが表示されます。
 ボタンを押下すると再度招待がすることができます。

担当者部署
 担当者氏名
 担当者氏名カナ
 担当者電話番号
 担当者メールアドレス

削除 再招待

本サイトは、独立行政法人中小企業基盤整備機構の委託により、全国中小企業団体中央会が運営しています。
 Copyright © 2024 独立行政法人中小企業基盤整備機構 All right Reserved. サイトポリシー・利用規約

中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)

更新履歴

No	更新日	更新項目	更新箇所
—	2024年6月25日	本手引きの公開	—
1	2024年8月30日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-1 販売事業者の要件 (4) サポート体制に関する事項
2	2024年9月27日	1. 補助事業の概要	1-1 補助対象経費
3	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-1 販売事業者の要件 (3) 供給・販売体制に関する事項
4	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-1 販売事業者の要件 (5) 価格設定に関する事項
5	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-4 省力化製品の登録単位について
6	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-5 本事業における省力化製品の本体価格について
7	2024年9月27日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-7 製品の置き換えについて
8	2024年9月27日	3. 提出書類一覧	3-1 提出書類一覧
9	2024年9月27日	4. 販売事業者登録申請方法	4-3 販売事業者の登録
10	2024年11月1日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-7 製品の置き換えについて
11	2024年11月26日	5. 中小企業の招待方法	5-1 中小企業等の招待方法
12	2024年12月19日	1. 補助事業の概要	1-2 事業全体の流れ
13	2024年12月19日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-3 留意事項
14	2024年12月19日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-5 本事業における省力化製品の本体価格について

No	更新日	更新項目	更新箇所
15	2024年12月19日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-6 本事業における導入設定費用について
16	2024年12月19日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-7 製品の置き換えについて
17	2024年12月19日	3. 提出書類一覧	3-1 提出書類一覧
18	2025年2月28日	1. 補助事業の概要	1-1 本事業の概要
19	2025年2月28日	1. 補助事業の概要	1-2 【中小企業省力化投資補助事業(カタログ注文型)】全体の流れ
20	2025年2月28日	1. 補助事業の概要	1-3 販売事業者登録の流れ
21	2025年2月28日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-1 販売事業者の要件
22	2025年2月28日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-2 留意事項
23	2025年2月28日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-3 省力化製品の登録単位、本体価格について
24	2025年2月28日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-4 販売事業者及び取り扱い製品の登録
25	2025年2月28日	3. 提出書類一覧	3-1 提出書類一覧
26	2025年2月28日	3. 提出書類一覧	3-2 提出書類（販売事業者登録）
27	2025年2月28日	3. 提出書類一覧	3-3 提出書類（販売製品登録）
28	2025年2月28日	4. 販売事業者登録申請方法	4-1 販売事業者の登録
29	2025年2月28日	4. 販売事業者登録申請方法	4-2 販売製品登録申請

No	更新日	更新項目	更新箇所
30	2025年3月25日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-4 販売事業者及び取り扱い製品の登録
31	2025年3月31日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-1 販売事業者の要件
32	2025年4月24日	1. 補助事業の概要	1-1 補助対象経費
33	2025年4月24日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-3 省力化製品の登録単位、本体価格について
34	2025年7月9日	1. 補助事業の概要	1-1 定義
35	2025年7月9日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-4 販売事業者及び取り扱い製品の登録 (省力化製品中間卸事業者の登録申請)
36	2025年7月9日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-4 販売事業者及び取り扱い製品の登録 (中間卸事業者との取引ある販売事業者)
37	2025年7月9日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-4 販売事業者及び取り扱い製品の登録 (登録済販売事業者と1/2超の資本関係がある場合)
38	2025年7月9日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-7 製品の置き換えについて
39	2025年7月9日	3. 提出書類一覧	3-1 提出書類一覧
40	2025年7月9日	4. 販売事業者登録申請方法	4-1 販売事業者の登録
41	2025年7月9日	4. 販売事業者登録申請方法	4-2 販売製品登録申請
42	2025年8月8日	2. 登録時の要件及び留意事項	2-4 販売事業者及び取り扱い製品の登録 (販売製品登録申請)
43	2025年8月26日	4. 販売事業者登録申請方法	4-2 販売製品登録申請

中小企業省力化投資補助事業
(カタログ注文型)

お問い合わせ

中小企業省力化投資補助事業 コールセンター

お問い合わせの際は、予めページの掲載資料やよくある質問を確認のうえ、お問い合わせください。

ナビダイヤル

0570-099-660

IP電話等からの
お問い合わせ先

03-4335-7595

※通話料がかかります

お問合せ時間：9:30～17:30／月曜～金曜（土・日・祝日除く）

恐れ入りますが、繋がらない場合は、しばらくたってからおかけ直してください。

中小企業省力化補助金ホームページ

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

よくあるご質問

<https://shoryokuka.smrj.go.jp/faq/>

<リース会社との共同申請に関する問合せについて>

公益社団法人リース事業協会

お問い合わせ時間：9:00～17:00/月曜～金曜（土日・祝日を除く）

TEL：03-3595-1501